

社会福祉法人石巻市社会福祉協議会

石巻市社協みどり園 重要事項説明書

当事業所は、利用者に対して指定障害福祉サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※本事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定就労継続支援サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費等の支給決定を受けた方が対象となります。

目 次

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の体制	2
4. サービスの内容	2
5. 利用料金	4
6. 利用料金のお支払い方法	4
7. 緊急時・災害時並びに虐待防止における対応方法	4
8. サービスの利用に関する留意事項	5
9. 利用者の記録や情報の管理、開示について	5
10. 損害賠償保険への加入	5
11. 苦情等の受付について	5
12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について	5
13. 重要事項説明書付属文書	6

社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会
石巻市社協みどり園
当事業所は宮城県の指定を受けています。
宮城県第0410210082号

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会
代表者氏名	会長 林 久 善
所在地	宮城県石巻市穀町15番2号
電話番号	0225-96-5290
設立年月	平成17年 4月 1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定就労継続支援B型 平成25年4月1日指定 宮城県第0410210082号
事業の目的	通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった利用者は、一般就労等への移行に向けて支援します。
事業所の名称	石巻市社協みどり園
事業所の所在地	宮城県石巻市不動町一丁目13番27号
電話番号	0225-93-5494
事業所の運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめ細かな就労継続支援B型のサービスの提供を行います。
開設年月	平成25年 4月 1日
定員	就労継続支援B型事業（20名）
通常の事業実施地域	石巻市
営業日	月曜日から金曜日（国民の祝日および12月29日から1月3日までを除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供日	月曜日から金曜日（国民の祝日および12月29日から1月3日までを除く）
サービス提供時間	午前9時30分～午後3時30分

3. 職員の体制

当事業所では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）で定められた人員基準を遵守し、職員を配置しています。

主な職員の配置状況は別紙1のとおりです。なお、職員配置に変更が生じた場合については、新たに提示します。

4. サービスの内容

サービスの種類	サ ー ビ ス の 内 容
就労継続支援B型計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した就労継続支援B型計画を作成します。

食事の提供	希望により、利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
身体等の介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
就労に必要な知識、能力を向上するための訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
就労の機会の提供及び生産活動	雇用契約を締結しない就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労への移行に向けた支援を行います。 以下の生産活動を行っています。 ①請負作業（段ボール裁断、ひも巻、チラシ袋詰、清掃 他） ②施設外請負作業（洗濯たたみ、清掃、箱組立、野菜収穫） ③銅線剥離作業 ④ウエス作成作業 ⑤粗品作成作業（ごみ袋折、袋詰め、シーラー） ⑥小物作成作業（ポーチ、バック、クッション、雑巾） ⑦農作業（枝豆・さつま芋栽培、収穫） ⑧販売作業（配達、イベント） <工賃の支払い> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。 ※利用者それぞれに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ることとはないと規定されています。
実習先企業等の紹介	就労継続支援B型計画に基づいて、利用者の就労に対する意向及び適正を踏まえ、関係機関と連携し、実習の受入先を確保します。
求職活動支援	就労継続支援B型計画に基づき、公共職業安定所での求職の登録、その他、利用者が行う求職活動が円滑に行えるよう支援します。また、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、利用者の就労に対する意向及び適正に応じた求人を開拓します。
職場定着支援	障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した後も、職業生活における相談等の支援を継続します
生活相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。
健康管理	利用者の投薬管理や疾病予防に努めるとともに、嘱託医師により、健康診断日を設けて健康管理を行います。また、医療機関との連絡調整や協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
訪問支援	必要に応じて利用者や家族の同意のもと利用者宅を訪問し、適切な相談・助言・援助等を行います。
送迎サービス	自主通所ができない場合、希望により送迎を行います。

施設外支援	利用者の心身の状況や意向・適正・障害特性・その他の事情を踏まえ、必要に応じて就労継続支援B型計画に基づき施設外支援及び施設外就労を行います。 「施設外支援」と「施設外就労」はどちらも利用者が企業等に行き実習を行います。「施設外支援」が職員を帯同せずに行う実習に対し、「施設外就労」は職員が帯同して、請負発注企業と請負契約を結んで行うものです。
施設外就労	

5. 利用料金

サービスの種類	サービス内容・金額
訓練等給付費対象サービスの料金	指定就労継続支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、県から基準額を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はその1割となります。ただし、国が定める月額負担上限額の範囲内とします。
食事の提供	当事業所では、利用者の健康を考慮した食事（昼食）を提供します。 1食 330円 欠席、遅刻、早退などで給食が不要の場合は、その旨を利用日当日の午前8時30分まで当事業所に連絡してください。当日、本人都合により食さない場合でも330円を負担していただきます。
交通費	通常の事業実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合は、次の額をいただきます。 事業所の実施地域を越える地点から、1kmにつき37円
教養娯楽費	事業実施にかかる実費をいただきます。 負担していただく実費額については、その都度お知らせします。

利用料金表については、別紙1のとおりです。

6. 利用料金のお支払い方法

前記の利用料金は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 現金による支払い
- ② 口座振込による支払い

指定口座 七十七銀行 石巻支店 普通9212825 社会福祉法人石巻市社会福祉協議会 会長 林 久善
--

※振込の場合は、手数料はご本人の負担となります。

7. 緊急時等・災害時並びに虐待防止における対応方法

○緊急時

サービスの提供中にご契約者の症状の急変、サービス提供による事故その他の緊急事

態が生じたときは、直ちに主治医及び家族に連絡の上、必要な措置を講じるとともに、施設長は、事業者に報告します。また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じます。

○災害時

非常災害に際して必要な具体的計画を策定するとともに、ご契約者等の避難、救出訓練の実施等、万全の対策を講じます。

○虐待防止

ご契約者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止責任者を設置し、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修を実施します。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認します。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 就労継続支援B型「個別支援計画」の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「個別支援計画」を作成します。作成した「個別支援計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 就労継続支援B型「個別支援計画」の変更等

「個別支援計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。) 保存期間は、就労継続支援サービスを提供した日から5年間です。本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- ①個別支援計画
- ②アセスメントの記録
- ③サービス担当者会議等の記録
- ④モニタリング結果の記録
- ⑤利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- ⑥利用者からの苦情の内容等の記録
- ⑦事故の状況及び事故に際しての対応の記録

閲覧・複写の受付	午前9時～午後5時
----------	-----------

10. 損害賠償保険への加入

当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	日本興亜損害保険株式会社
保険名	総合賠償責任保険「社協の保険」
補償の概要	支払限度額：対人1億円・対物1億円

11. 苦情等の受付について

別紙1のとおりです。

12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

- ①第三者評価の実施の有無 なし
- ②実施した直近の年月日 なし
- ③実施した評価機関の名称 なし
- ④評価結果の開示状況 なし

13. 事業者が講ずる措置について

当事業所では、事業所の運営規程に基づき、契約者に対して次の措置を講じます。

- ① 事業所は、契約者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。
 - ・虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
 - ・虐待防止のための指針を整備します。
 - ・虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
 - ・前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
 - ・事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（契約者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ② 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、契約者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ③ 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員に周知徹底を図ります。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ・事業所において、訪問介護員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

令和 年 月 日

指定就労継続支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

石巻市社協みどり園

説明者 職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定就労継続支援サービスの提供開始に同意しました。

また、サービスの提供開始及びサービス担当者会議等において、私及び私の家族等の個人情報を用いることに同意します。

利用者 住所

氏名

印

代理人 住所

氏名

印

この重要事項説明書は、関係省令の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。
